都市計画法第三十三条(開発許可の基準)の条文に関する質問主意書

出者 早稲田ゆき

提

都市 計画法第三十三条 (開発許可の基準) の条文に関する質問主意書

開発行為が、 都 市計画法第三十三条には、)に適合しており、 次に掲げる基準 かつ、 (第四項及び第五項の条例が定められているときは、 「都道府県知事は、 その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反してい 開発許可の申請があつた場合において、 当該条例で定める制 当該申請に係る 限を

ないと認めるときは、

開発許可をしなければならない。

_

と記されてい

当該排 が、 が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。 定する下水を有効に排出するとともに、 方、 次に掲げる事項を勘案して、 降 水施設に関する都市 雨量が地域により異なるためか、 開発に起因する水害の増大を防止するため、 計画 が定められているときは、 開発区域内の下水道法 その排出によつて開発区域及びその 同法には具体的な降雨量に関する基準が示されてい 同 条第一 (昭和三十三年法律第七十九号) 設計がこれに適合していること。 項第三号には、 周辺 の地域 「排水路その他の排水施設 この場合にお に溢 第二条第一 水等による被害 と記されてい 号に規

排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合におい 放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、 開発区域内において一時雨水を貯留する遊

水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。」と記されている。

自治体の開発区域及びその周辺 すなわち、 開発に伴う水害の増大防止に関しては、 の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力が担保された設計 都市計画法第三十三条の開発許可の基準において、 各

に委ねられていると言える。

た一 池の設置が規定されているが、 の増大が容易に予見できることは言を俟たない。 横 時 浜市 間に百ミリを優に超えるような豪雨には対応できず、 の場合、 条例で他の自治体よりも厳しい三十年確率雨量 それでもなお、 昨今、 気象の激化に伴い この規定に基づき開発が許可された場合、 (一時間に約七十五ミリ) に対応する調整 全国的に観測されるようになってき 水害

をすれば、 従 水害発生の頻度と規模が増大することは明らかである。 当該条文に則り都道府県知事や政令指定都市 の市長が各自治体の溢水対策基準に則って開発許可

各自治体の開発に伴う水害防止策が、 加速する気象の激化に適応できていないことは、二〇一五年に水防

測される場合、 法と防災基本計画が改正され、 安全第一に考え早期の避難を促す(要約)」という政策 「国民には想定最大級の大雨による浸水区域を明示しておき、水害発生が予 (避難勧告も本年五月に避難指示に

変更) を取らざるを得なくなっていることからも明らかである。

すなわち、 都市計画法第三十三条で、 開発許可の基準として各自治体に対し溢水が発生しないような開発

設計を義務付けながら、それが遵守されていないのが現状である。

ないこととなる。このような状況を踏まえ、 のに対し、 地震については、 同じ自然災害である開発に伴う水害の増大については、 震度六以上の大規模地震の際にも建物が倒壊 以下質問する。 上記のように国民の安全が担保されてい 崩壊しないという基準が定められている

その申 気象の激化に伴う豪雨に適応できておらず、この基準で開発許可をすれば、 をしなければならない。 都市 請 計 画法第三十三条 \mathcal{O} 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは (開発許可の基準) の条文、 0 趣旨に関 ľ 各自治体における水害防止 「開発行為が法令等、 一のため 新たな水害をもたらすという の開 開発の基準に適合し、 |発許| 可の基準 が 開 昨今の かつ、 発許可

状況に陥っていることについて、政府の見解を明らかにされたい。

3

横浜市は、同市の水害増大等を防止するための条例が、昨今の豪雨に適応していないことを認識しなが

ら、二〇一八年三月都市計画決定された同市栄区上郷猿田地区都市計画の一部で、これから申請される上

郷開発計画について、申請があれば都市計画法第三十三条の開発許可の基準に則って判断するとしてい

る。これについて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。